

自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年 3 月

(第 1 回訂正分)

株式会社ティーケーピー

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年 3 月 7 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年 2 月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 310,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年 3 月 7 日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し275,500株（引受人の買取引受による売出し199,200株・オーバーアロットメントによる売出し76,300株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第二部 企業情報 第 4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

2. 発行数については、平成29年 2 月21日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数310,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 9 条第 1 号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2 【募集の方法】

平成29年 3 月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は平成29年 3 月 7 日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（5,006.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

< 欄外注記の訂正 >

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（5,890円～6,060円）の平均価格（5,975円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,852,250,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「5,006.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、5,890円以上6,060円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年3月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①遊休不動産を上手く活用した独自のビジネスモデルであること。

②オプションサービス等による付加価値や利益率の高い事業へのシフトにより、今後の利益成長が期待できること。

③景気変動による影響を受け、需要が増減する可能性があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は5,890円から6,060円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（5,006.50円）及び平成29年3月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（5,006.50円）を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村証券株式会社234,400、大和証券株式会社25,400、みずほ証券株式会社10,100、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社10,100、SMBC日興証券株式会社5,000、東海東京証券株式会社5,000、岡三証券株式会社5,000、藍澤証券株式会社5,000、SMBCフレンド証券株式会社5,000、株式会社SBI証券5,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成29年3月15日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「1,679,828,000」を「1,704,070,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「1,676,788,000」を「1,701,030,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分の際に当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（5,890円～6,060円）の平均価格（5,975円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,701百万円については、「1 新規発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限419百万円と合わせて、当社における設備資金として、平成30年2月期に貸会議室新規出店関連投資（内装費、備品の購入、敷金等）である、ガーデンシティPREMIUM6拠点の新規出店に540百万円、カンファレンスセンター5拠点の新規出店に150百万円、ビジネスセンター8拠点の新規出店に110百万円、加えて、平成31年2月期に当社が平成29年4月より運営を行う予定であるベイサイドホテル アジュール竹芝（東京都港区）の改修工事に600百万円、平成30年2月期に西葛西宿泊施設（名称未定、東京都江戸川区）の建築工事に590百万円、平成30年2月期に梅田宿泊施設（名称未定、大阪府大阪市福島区）の建築工事に130百万円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,173,288,000」を「1,190,220,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,173,288,000」を「1,190,220,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（5.890円～6.060円）の平均価格（5.975円）で算出した見込額であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「449,407,000」を「455,892,500」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「449,407,000」を「455,892,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（5.890円～6.060円）の平均価格（5.975円）で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である河野貴輝（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年2月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式76,300株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 76,300株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき5,006.50円</u>
(3)	払込期日	平成29年4月25日（火）

(注) 割当価格は、平成29年3月15日に決定される予定の「第1 募集要項」における自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】
- (2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
 - ① 会社の企業統治に関する事項
 - (b) 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、下記のとおり会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

1. 業務運営の基本方針について

当社グループは、透明・公正・公平な高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、以下の行動指針を定め業務運営を進めることを基本とする。

[行動指針]

① 法令等の遵守

当社グループは、法令及び社会規範を遵守し社会的良識を持って行動します。

② 健全な事業活動の遂行

当社グループは、お客様や取引先との癒着・談合・もたれ合いを排除した公正・自由な競争を基本に、高品質な商品・サービスを提供し、契約の遵守、共存共栄の精神をもって取引を行い、社会、お客様に信頼される健全な事業活動を行います。

③ 社会への貢献

当社グループは、業務活動への積極的参加、新しい雇用環境の創出、地域社会への積極的な協力など、社会の発展に貢献します。

④ 適法・適正な情報開示と情報管理

当社グループは、社会から信頼される「開かれた企業」を目指し、社会、お客様、株主に対して適法・適正・適時に企業情報を開示し、かつ適切な情報管理の徹底に努めます。

⑤ 働きやすい職場環境の実現

当社グループは、社員のゆとりと豊かさを実現し、働きやすい安全な職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を尊重します。

⑥ 反社会的勢力に対する取り組み

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨みます。

⑦ 情報セキュリティへの取り組み

当社グループは、業務上取り扱うお客様等の情報資産、当社の情報資産及び個人情報不正アクセス、漏洩、改ざん等から守ることが社会的使命を果たすために重要であることを認識し、情報システム管理規程、顧客情報管理規程を制定し運用します。

⑧ 周知徹底と率先垂範

経営陣は、自ら本指針の実践が最重要であることを認識し、率先垂範の上、社員への周知徹底と社内体制の整備を行います。また本指針の内容に反するような事態が発生した場合には、経営トップが率先して問題の解決に当たり、原因究明、再発防止に努め社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、自らも含めて厳正な処分を行います。

(1)～(8)を2.～9.に番号変更

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

② 監査役は、監査法人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて監査法人・内部監査部門に報告を求める。

③ 当社グループの取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。